

令和3年度 札幌市交通安全運動推進方針（概要）

【別表】

| 特別重点項目 | | ○高齢者の交通事故防止 | ○自転車の安全利用の推進 | | | |
|--|------------------|--|--|---|---------------------------------|--|
| 通 年 運 動 | 交 通 安 全 | 高齢者と子供の安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢歩行者の行動特性を理解した安全運転の普及に向けた取組を推進する。 ○ 高齢者が個々の身体機能を自覚した安全な交通行動を実践するよう交通安全教育や声掛け等を推進する。 ○ 反射材の貼付活動や視認効果体験等の普及推進、高齢者の正しい道路の横断に関するひと声アドバイス等の交通安全指導を推進する。 ○ 運転免許証の自主返納者への支援に関する情報の提供や安全運転サポート車の普及促進のための広報啓発活動を推進する。 ○ 運転者に対する歩行者優先意識と保護意識の醸成を図る広報啓発活動を推進する。 ○ 街頭における交通安全指導と交通ルールを身につけるための交通安全教室等を推進する。 ○ 登下校時の安全確保のための関係機関・団体による通学路の安全点検と保護・誘導活動を推進する。 | | | |
| | 全 | 自転車の安全利用 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車は「車両」であることの周知を図るための広報啓発活動を推進する。 ○ 自転車安全利用五則等の活用による自転車の交通ルールとマナー向上に向けた交通安全教育や広報啓発活動を推進する。 ○ 北海道自転車条例に基づき、乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入に向けた広報啓発活動を推進する。 | | | |
| | 運 | 飲酒運転の根絶 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識の醸成を図るため、飲酒が身体に及ぼす影響に関する知識の普及を含めた広報啓発活動を推進する。 ○ 飲酒疑似体験による飲酒運転の危険性の認識向上と就業前における飲酒状態の点検等の普及活動を推進する。 ○ 関係機関・団体等と連携したハンドルキーパー運動や飲酒運転根絶ロゴマークの普及をはじめとした広報啓発活動を推進する。 ○ 飲酒運転ゼロボックスの活用など、飲酒運転に関する情報提供の促進を図る。 | | | |
| | 動 | スピードダウン | <ul style="list-style-type: none"> ○ 速度の出し過ぎによる危険性を周知する広報啓発活動を推進する。 ○ 思いやり・ゆずり合いの心を持った運転意識の醸成に向けた広報啓発活動を推進する。 ○ 安全速度の遵守に向けた交通安全教育を推進する。 | | | |
| | の | シートベルトの全席着用 | <ul style="list-style-type: none"> ○ シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の効果についての広報啓発活動を推進する。 ○ シートベルト非着用の危険性の認識向上に向けた交通安全教育を推進する。 ○ 全ての座席でのシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底を図るとともに、地域・職域における着用率向上に向けた取組を推進する。 | | | |
| | 重 | 居眠り運転の防止 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 長距離運転における休憩の呼びかけなどの広報啓発活動を推進する。 ○ 交通安全講習、研修会等において居眠り運転防止に向けた交通安全教育を推進する。 | | | |
| | 点 | 安全意識の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時・夜間の交通事故実態と危険性を周知するとともに、反射材用品等の着用促進を図る広報啓発活動を推進する。 ○ デイ・ライト運動や早目の点灯を呼びかけるほか、夜間におけるハイビームの活用に向けた広報啓発活動を推進する。 ○ 「ながら運転」や「あおり運転」の危険性を周知し、思いやりのある安全運転の実践を図る広報啓発活動を推進する。 | | | |
| | | 交通安全教育 | ○ 幼児から高齢者までの全ての年齢層を対象とした交通安全教室等を展開するとともに、参加・実践型の交通安全教育を計画的に実施する。 | | | |
| | | 地域活動への支援 | ○ 地域の交通安全実践会（地区交通安全運動推進委員会等を含む）、交通安全母の会、スクールゾーン実行委員会に活動費を助成するとともに、交通安全団体及び交通安全指導者等に対する研修や情報提供の充実を図り、地域に根ざした交通安全活動の育成・支援を行う。 | | | |
| | | 違法・迷惑駐車防止対策 | ○ 違法・迷惑駐車防止の気運の醸成を図るための広報活動や巡回啓発を実施するとともに、市民参加のパトロールを啓発チラシの提供などにより支援する。 | | | |
| 期 別 運 動 | 運動名 | 春の交通安全市民総ぐるみ運動 （全国一斉） | 夏の交通安全市民総ぐるみ運動 （全道一斉） | 秋の交通安全市民総ぐるみ運動 （全国一斉） | 冬の交通安全市民総ぐるみ運動 （全道一斉） | |
| | 実施期間 | 4月6日（火）～4月15日（木） | 7月13日（火）～7月22日（木） | 9月21日（火）～9月30日（木） | 11月13日（土）～11月22日（月） | |
| | セーフティコール | 4月6日（火） | 7月13日（火） | 9月21日（火） | 11月12日（金） | |
| | 期別運動の方針 | ○新入学（新学期）を迎える子供や活動期に入る自転車利用者の事故防止を図るための活動等を推進する。 | ○観光・夏型レジャー等に伴う事故防止、バイクによる事故防止と飲酒運転根絶を図るための活動等を推進する。 | ○夕暮れ時と夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止等を図るための活動等を推進する。 | ○凍結路面でのスリップ事故防止等を図るための活動等を推進する。 | |
| 日 等 の 運 動 | 交通安全の運動 | 飲酒運転根絶の日 | 7月13日（火） | 市民の飲酒運転根絶の機運を高めるため、広報啓発活動を実施する。 | | |
| | | ゼロを目指す日 | 4月10日（土）、9月30日（木） | 交通事故死ゼロを目指し、住民集会などの啓発行事や期別運動のセーフティコールに準じた啓発活動を実施する。 | | |
| | | 道民交通安全の日 | 毎月15日 | 市民の交通安全意識の高揚を図るため、期別運動のセーフティコールに準じた啓発活動等を実施する。 | | |
| | | 自転車安全日 | 毎月第1及び第3金曜日 | 自転車の安全利用と事故防止を図るため、自転車利用者を対象に街頭指導、啓発活動等を実施する。 | | |
| ○特別対策として、事故多発に伴う「交通死亡事故多発警報」の発表時に地域住民等への注意喚起などの緊急かつ効果的な広報啓発、住民集会、街頭指導等を実施する。 飲酒運転の発生状況による「飲酒運転根絶緊急対策」実施の際には、北海道や北海道警察と連携協力し飲酒運転を根絶するための取組を実施する。 | | | | | | |